

【更新受講の方】

日本薬剤師会・長野県薬剤師会 「健康サポート薬局研修」修了者の皆様へ ～研修修了証の更新手続きについて～

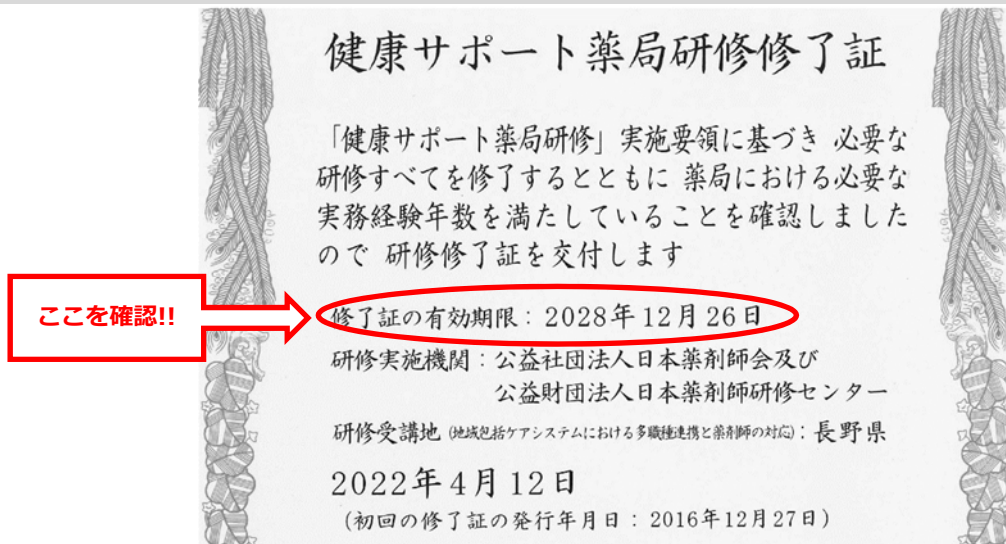
※健康サポート薬局研修等の「受講証明書」と「研修修了証」をお間違いないようご注意ください。
このお知らせは、すでに「研修修了証」の交付を受けた方へのご案内です。

有効期限内に【研修の再受講】と【更新申請手続き】が必要です！

自身の有効期限を確認し「期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講してください！

- 健康サポート薬局の研修修了証は、発行から6年間に限り有効です。
- 但し、有効期限の2年前以降の研修を再履修・修了した場合には、有効期限の6年間延長（以降「更新」という）が可能です。
- 研修修了薬剤師の修了証の有効期限が切れた場合には、健康サポート薬局の届出を取り下げる必要がありますのでご注意ください。（薬局に自身しか「健康サポート薬局研修修了者」がいない場合）
- 有効期限内に更新申請の手続きを行なわない場合、改めて、すべて（30時間）の研修を再履修し、修了証を取得しなおす必要があります。
- 研修の再受講の機会が1回のみの場合も想定されますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aの受講をお勧めします。

※健康サポート薬局研修は、複数の団体・企業が実施しています。すべての課程において同じ研修実施団体のものを受講しなければ、研修修了証は発行されません。研修修了証の更新手続きについても同様です。日本薬剤師会以外の他団体が実施する「健康サポート薬局研修」を修了し「研修修了証」の交付を受けた場合は、都道府県薬剤師会が実施する研修会Aを受講されても、他団体が交付した「研修修了証」の更新はできませんのでご注意ください。



■更新要件

以下ア、イの両方を満たす必要があること。

- ア 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講すること
- イ 研修修了証の有効期限の2カ月前までに、更新申請を完了（手数料振込・郵送必着）すること ※ 更新手続きを期限内に行うためには、有効期限の2年前～2カ月前の間に開催される研修会Aを受講する必要があります。また申請書の郵送にかかる日数も考慮する必要がありますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講するようにしてください。
- ※ 更新手続きを期限内に行うためには、有効期限の2年前～2カ月前の間に開催される研修会Aを受講する必要があります。また申請書の郵送にかかる日数も考慮する必要がありますので、「有効期限2年前」以降の初回の研修会Aを受講するようにしてください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会Aの開催時期が例年と異なることや日程が延期となる場合があります。
- ※ 研修会B及びe-ラーニングの再受講は更新要件ではありませんが、能力の維持・向上、知識の更新・確認のため、ぜひ再受講ください。

■更新手続きに必要なもの・手順

- ・発行費用（税込3,300円）
- ・以下ア～ウを添えた「健康サポート薬局研修修了証交付申請書（期間延長（更新申請）用）」
 - ア 上記に沿って再受講した研修会Aの受講証明書（正本）
 - イ 期間延長（更新）対象となる健康サポート薬局研修修了証（写し）（該当するもののみ）
 - ウ 研修修了証交付手数料振込明細の写し
- ・申請書様式や具体的な手順等については、日本薬剤師研修センターホームページをご確認ください。

◆◆ 更新申請先 ◆◆ 公益財団法人 日本薬剤師研修センター

※申請方法・申請書様式等は、日本薬剤師研修センターのホームページに案内があります。

下記ページから「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領」の「Ⅲ. 期間延長した研修修了証の交付を申請する場合（更新申請）」をご覧ください。

<http://www.jpec.or.jp>

◇研修修了証を紛失された場合は再発行が可能です（要手数料）。詳細は申請要領をご覧ください。

◇研修修了証に係るお問い合わせは、同センターへお願いいたします。

（メールのみ受付。申請要領内に問い合わせ先メールアドレスの記載あり）

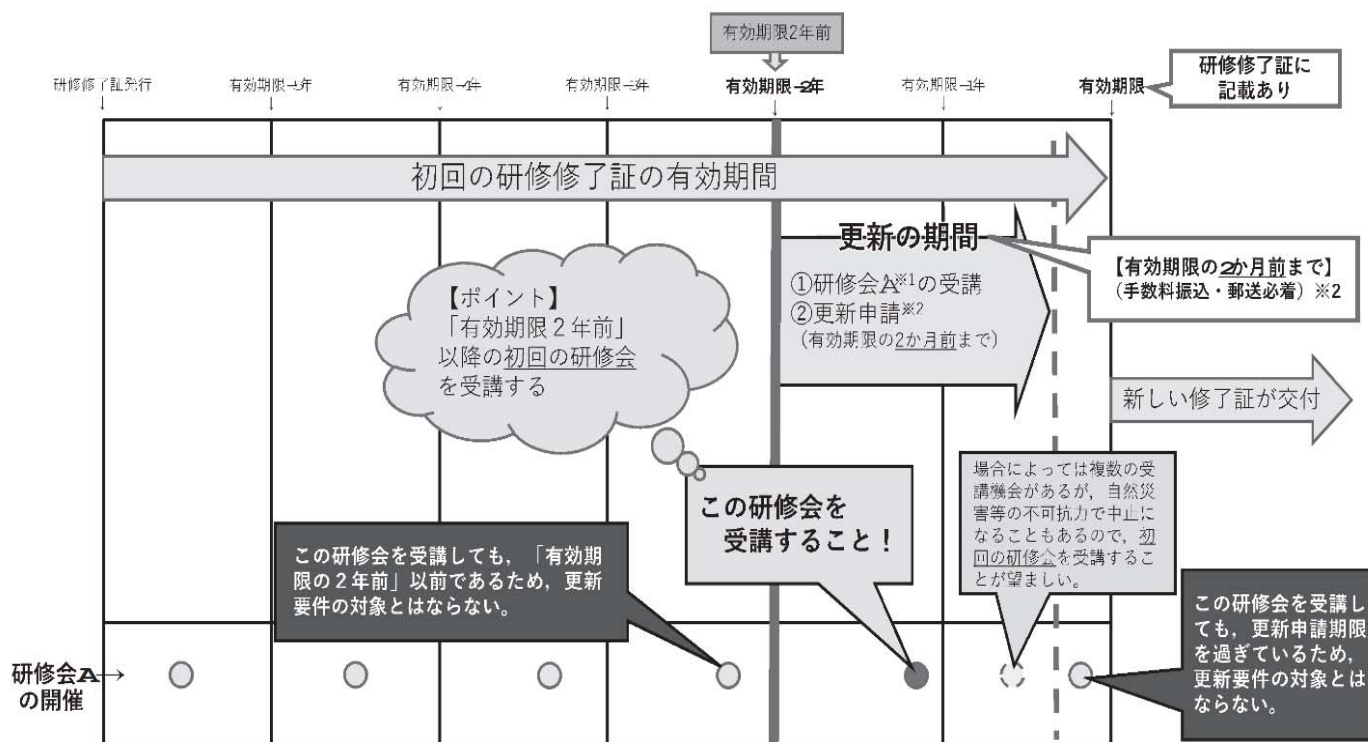
○ 研修の仕組みの全体像や詳細については、日本薬剤師会ホームページでご案内しています。

HOME > 日本薬剤師会の活動 > 健康サポート薬局 > 健康サポート薬局研修について

<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/support/kensyu.html>

健康サポート薬局研修修了証 更新スケジュール早見表

下表に、自身の研修修了証の有効期限を当てはめて、自身の更新スケジュールを確認してください。



※1：研修会Aは、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する研修会を受講すること。

複数の都道府県にまたがって勤務する場合など、複数県の研修修了証の更新が必要な場合は、各県で同様の手続きを行ってください。

※2：更新申請先は「公益財団法人日本薬剤師研修センター」です。詳しい申請要領と所定様式は同財団のホームページに掲載されています。

【<http://www.jpec.or.jp/>】